

令和元年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査 委託(小比江遺跡)	埋蔵文化財発掘調査 委託業務(小比江遺 跡)	令和元年12月2日 ~ 令和2年3月25日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	18,884,800	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施するこ ととなっているが、県教委にはその体制がなく、 県下では当該法人が唯一この業務を行うことが できる団体であるため。	2	3イ